

福島市農業委員会報

第179号

令和元年12月

編集
福島市農業委員会事務局
発行
福島市農業委員会
〒960-8601
福島市五老内町3番1号
電話 024-525-3779(直通)

台風19号により被災された農業者の皆様へ

謹んでお見舞い申し上げます。

被災された農業者の皆様の営農再開に向けて、支援の内容や相談窓口などをご案内します。

この度の台風19号による本市の農業関係施設や農産物等における農業被害額は11月19日現在で8億円を超えています。農業被害に対する国や本市の支援制度の概要についてお知らせいたします。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

台風19号による農業被害に関するお問い合わせ先

◆◆ 農地の復旧に関すること ◆◆

農地（耕作している水田、畑）への土砂の流出入などの被害については、1箇所あたりの工事費用が13万円～40万円の場合には、所有者の同意のもとに市が直接施工復旧することとし、13万円未満の小規模被害の場合には、農業者の方が行った復旧に対して市が工事費（機械借上げや請負費用）の一部を補助することにより支援いたします。
※農地への稲わらの流入についてはJAにお問い合わせください。

市農業企画課 農業対策係 ☎525-3727
JAふくしま未来福島地区農業振興課 ☎554-5532

◆◆ 農産物の生産等に必要な施設・機械の再建・修繕等に関すること ◆◆

水没などにより被災した農業用ハウスの再建や農業用機械の修繕、再取得などに要する費用を支援いたします。

また、浸水などにより改植が必要となった樹園地についても支援します。

- ・農業用ハウス、農業機械について 市農業振興課 生産振興係 ☎525-7720
- ・果樹園地の改植について JAふくしま未来福島地区指導販売課 ☎554-5518

◆◆ 農道や水路等の農業用施設や林道の被害に関すること ◆◆

農道や水路の土砂堆積、法面の洗掘や崩壊、破損などのほか林道の路面の洗掘、路肩の崩落などの復旧工事を行います。

- ・農業用施設について 市農林整備課 農業施設係 ☎525-3728
- ・林道について 市農林整備課 林務係 ☎525-3729

農業者年金に加入して老後の不安を解消しよう

高齢化が進む中、老後に備えて今から準備が必要です。農業者年金は国民年金に上乗せできる農業者のための公的な年金です。税制面で優遇措置があるなど多くのメリットがあります。

【加入条件】は、次の3つを満たしていればOK！

① 国民年金第1号被保険者の方

② 60歳未満の方

③ 年間60日以上農業に従事している方

※農地を持たない方も条件を満たしていれば加入することができます。

【メリット】

- ・ 少子高齢化時代に強い積立方式の確定拠出型年金
- ・ 終身年金（80歳までの保証付き）
- ・ 保険料の全額が社会保険料控除の対象となります
- ・ 保険料は、月額2万円から6万7千円まで自由に選べます
- ・ 40歳未満の認定農業者など一定の要件を満たす農業者の方は、保険料の国庫補助を受けて、月額2万円以下の保険料で加入することもできます

【どのくらい受給できるの？】

30歳で加入し、保険料月額2万円納付した場合

→男性 年額50.8万円／女性 年額43万円
（運用利回り2%、予定利率1.15%で試算）

→詳しく知りたい方は農業委員会事務局庶務係へ

お問い合わせください。 ☎525-3779

加入者の声 

【吾妻地域】



右から
嶋原 浩和さん
香代さん

福島県で初めて梨栽培を始めたのが嶋原さんのお宅です。そして現在6代目となるのが浩和さん。将来のために農業者年金に加入しています。

浩和さんは地元の農業委員の勧めで6年半前に加入しました。奥様の香代さんも浩和さんが農業者年金に加入し、社会保険料控除による節税等のメリットを受け、今年から加入を決めたようです。嶋原さんご夫婦は、農業者年金の保険料が月の収入の状況により変更できる点も、夫婦二人で納めるには嬉しいメリットになると話しています。また、加入したのが40歳を過ぎてからだったため、こんなメリットがあるならもっと早く入ればよかったとも話していました。

福島県下農業委員会 大会開催されました

11月15日(金)に福島市飯坂町「パルせいざか」において、県内各地の農業委員・農地利用最適化推進委員など1,200名の参集のもと、令和元年度福島県下農業委員会大会が開催されました。

本大会では、喜多方市女性農業委員の憲章斉唱から始まり、記念講演では「現代日本の食料・農業・農村——新潮流と変わらぬ本質——」というテーマで福島大学食農学類長の生源寺真一さんからお話をいただきました。

議事では「農業委員並びに農地利用最適化推進委員の活動強化に関する申し合わせ」が議案とされ、原案どおりに可決されました。

最後には「がんばろう三唱」が行われ、大会は盛会裏に終了しました。

「農業ふれあい体験」を行いました

今年度は飯坂区域で農業ふれあい体験を実施しました。5月のりんごの摘果作業から始まり、11月には待ちに待ったりんごの収穫を行いました。

体験の様子については、ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

【第1回（5月11日）】

- りんごの摘果
- 湯野畑かん第一揚水機場、西根堰の見学

【第2回（8月24日）】

- 桃の収穫
- 桃を使用した料理教室（フルーツポンチづくり）

【第3回（11月9日）】

- りんごの収穫
- りんごを使用した料理教室（パンケーキづくり）

来年度は信夫区域で米を中心に実施する予定です！



1段目の右から1人目が佐藤ミツエ実行委員長

市長に意見書提出

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的に実施するため、その施策の改善について具体的な意見を10月7日に市長に提出しました。この意見書は、福島市内の各区域毎に施策に関わる意見を集約し、農政対策小委員会（油井妙子委員長）で原案を作成した上で、9月開催の第23期第27回総会で議決したものです。



1 農業振興対策全般

- ・経営所得安定対策の拡充について
- ・6次産業化・ブランド化に向けた支援策について
- ・観光と結びつけた施策について
- ・農村環境の整備について
- ・GAP取得の支援について
- ・安全・安心な農産物の栽培・生産の推進について
- ・農作業時の安全対策について
- ・福島市の道路整備について

2 農地集積・耕作放棄地解消施策

- ・農地中間管理機構との連携強化について
- ・農地の利用集積について
- ・耕作放棄地解消に向けた連携と支援について
- ・オンラインピックに向けた農地の環境整備について
- ・ほ場等の整備について

3 有害鳥獣被害防止対策

- ・有害鳥獣被害防止のための支援について
- ・有害鳥獣捕獲対策について
- ・専門部署の設置と専門員の質の向上について
- ・農作物の被害対策について

5 農業経営支援対策

- ・認定農業者等担い手への支援強化について
- ・労働力不足解消対策と農業サポートセンターの機能充実について
- ・収入保険制度の加入推進について
- ・働き方改革の影響の対応について
- ・卒業生の受け入れ態勢の構築について
- ・農業後継者、新規就農者支援対策
- ・女性農業者の活躍にむけた取り組みについて
- ・原子力災害からの脱却について
- ・安全・安心な農産物のPR活動の強化

10 福島大学食農学類との連携

- ・農業系高校、地元農家との連携交流について
- ・卒業生の受け入れ体制の構築について
- ・再生可能エネルギーの支援について
- ・太陽光発電の普及に伴う農地に及ぼす影響について

農地パトロールを実施しました

農業委員会では農地法第30条に基づき、農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的として「農地の利用状況調査（農地パトロール）」を行っています。今年8月から11月にかけて市内全区域の農地を農業委員・農地利用最適化推進委員が調査しました。その結果、『遊休農地』と判断された農地の所有者に今後の利用意向について調査するため、『農地の利用意向調査』を送付しますので回答にご協力お願いいたします。また、戸別に農業委員・農地利用最適化推進委員がこの調査にかかりお宅へ伺うこともありしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※耕作されていない農地に雑草が生い茂り、困っているという苦情が多数寄せられています。このような状態は、道路の見通しが悪くなることによる交通事故の発生、ごみの不法投棄や虫の発生につながり、環境に悪影響を及ぼします。耕作していない農地につきましては、年数回の草刈り等の管理をしましょう。

遊休農地への課税が強化される場合があります！

対象となる農地は、「農地利用状況調査（農地パトロール）」で判断された『農業振興地域内の遊休農地』で、農業委員会から送付された『農地の利用意向調査』に回答しなかった場合や農地中間管理機構へ貸し付けする意向のない農地です。

課税強化は翌年の固定資産税の評価額が約1.8倍となりますので、ご注意ください。



地図で場所の確認



遊休農地を発見

市内で就農している若手農家の方にお話を聞いてきました！

《ゼロからの営農スタート》



新しい就農の形を模索する松本義範さん
(市内大森在住)

松本義範さんが右も左も分らない農業の世界に足を踏み入れたのは四年前。東日本大震災以降、通勤途中の農地が荒れていく様子が心が痛んだ。農家になって農業をやってみたいという気持ちが湧き上がり、抑えられなくなってきた。しかし、どうすればいいのか皆目見当がつかない。

悩んだ末、地元の農業委員に相談し好条件の遊休農地を紹介してもらい、ここぞならと決意してからの行動は早い。何度も農業委員会に足を運び、新規就農者となるべく必要書類を揃える一方、会社、友人等の紹介やインターネットを駆使し、トラクターや田植え機などの農機具を格安で集めた。当時はアパート暮らしのため、置場もなく四トントラックのコンテナに収納していた。

の田を借り受け兼業農家としてスタートを切った。人生初めての田植えは、大きく曲がったり、欠株だらけだったりと苦労したが、友人や周囲の農家の皆さんの温かい応援を受けとても楽しかったという。休日や出勤前に畔の草を刈り、水管理をしながら稲の成長を見守った。秋の収穫が終わり、山積みになった米の袋の前に、今まで経験したことのない充実感を覚えた。

新規就農してから二年、農地を譲ってもらいという話が舞い込み、農地四十アールを取得後、農家住宅を建てることになった。真摯に農作業に取り組み姿勢が地域の皆さんに認められた証だろう。作業小屋も併設し、今年から自分で稲刈り、乾燥、籾摺りを行い、収穫の苦労も喜びも倍増した。周囲の期待も高まり、「是非うちの田んぼも耕作お願いします」との要望が増えつつあるという。「会社に勤めながらできるのは、現状では二ヘクタール程度と思えるが、今後仲間を増やし、機械の充実をはかり作業の協力をしていけば更なる規模拡大もできるのでは」と、夢を語る松本さんである。

農地法第3条における新規就農者推移

平成29年度	17名、男…女…法人…
平成30年度	12名、男…女…法人…
令和元年度10月末	12名、男…女…法人…

福島市で新しく農業を始めるには

新たに農業を始めるためには、40アール以上の農地の耕作および年間の従事日数150日が必要となります。

- ① 具体的な営農計画を立てる（場所、作物、営農方法、資金等）
- ② 農業委員会事務局に相談し、必要書類の確認及び提出
- ③ 農業委員会で内容を審議し、許可書の作成及び交付

※申請提出締切日は毎月28日となります。

申請書類は、福島市ホームページでご確認いただけます。また、電話でのご相談はご遠慮いただき、来庁して直接相談するようお願いいたします。

お問い合わせは、農業委員会事務局農地係まで ☎525-3779

全国農業新聞を読みませんか？

農家の経営とくらしに役立つ情報が分かりやすく掲載されています。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
- 申込先：農業委員会事務局庶務係まで ☎525-3779

《第23期編集委員紹介》

- ・小山 正雄（福島区域）
- ・尾形 寅昭（松川区域）
- ・宍戸 忠一（北福島区域）
- ・黒澤 喜久夫（信夫区域）
- ・油井 妙子（須南区域）
- ・鈴木 顯典（吾妻区域）
- ・菅野 善晴（飯坂区域）

編集後記

元号が平成から令和となり初めての農業委員会報です、収穫の秋です。農作業も楽しみがあるから続けられることです。青空での作業は気持ちがいいです。今年も野菜、果物を作り、採りたての自信作を知り合いに贈り、便りが来て「おいしい」と言われると一番嬉しいです。また来年も頑張らないとという励みにもなり、生きがいでもあります。山々も紅葉して来て色合いが綺麗です。果樹農家は、冬場の作業として剪定があり、春先の準備をしなければなりません。吾妻山に白く雪が三回ぐら積ると市内の方へ雪が降ると言われています。これから一雨ごとに寒くなります。令和二年度も楽しみ実りのある年にしましょう。

編集委員 S